

債権回収による職権消除者の現住所確認のための請求

郵送による戸籍証明書等の請求書

始良市区町村長 殿

令和〇年 〇月 〇日

① 請求者	住所 鹿児島県鹿児島市〇〇		
	フリガナ 氏名 株式会社〇〇銀行 代表取締役 始良太郎 (印) 担当: 始良 次郎	生年月日 平成 〇年 〇月 〇日	電話番号 (昼間に連絡可能な番号) 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	戸籍に記載されている方との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父母 <input checked="" type="checkbox"/> その他(債務者)		

代理人からの請求の場合は、代理人の事をご記入ください。その際は、委任状が必要となります。

② 本籍	始良市宮島町〇〇番地
③ 筆頭者	始良 三郎

必ず地番までご記入ください。

④ 必要な書類について	戸籍	謄本(全部) 通	抄本(一部) 通	必要な方の氏名(抄本のみ) 始良 三郎	手数料 450円
	除籍	通	通		750円
	改製原籍	通	通		750円
	戸籍附票	印字を希望する場合チェック <input checked="" type="checkbox"/> してください <input type="checkbox"/> 本籍、筆頭者 <input type="checkbox"/> 在外選挙登録地			200円
	身分証明書	本人以外からの請求の場合委任状が必要です。	通		200円
	その他証明書	証明書の種類名	通		※証明書の種類によって異なります。
	※相続の場合	どなたのものが必要ですか (氏名 年 月 日生)	<input type="checkbox"/> 出生から死亡まで <input type="checkbox"/> ()から()まで <input type="checkbox"/> ()と()の関係が分かるもの <input type="checkbox"/> その他()		部 部 部 部

死亡しても筆頭者は変わりませんのでご注意ください。
※筆頭者とは、戸籍の1番目に記載されている方です。

金額は市区町村によって異なる場合があります。

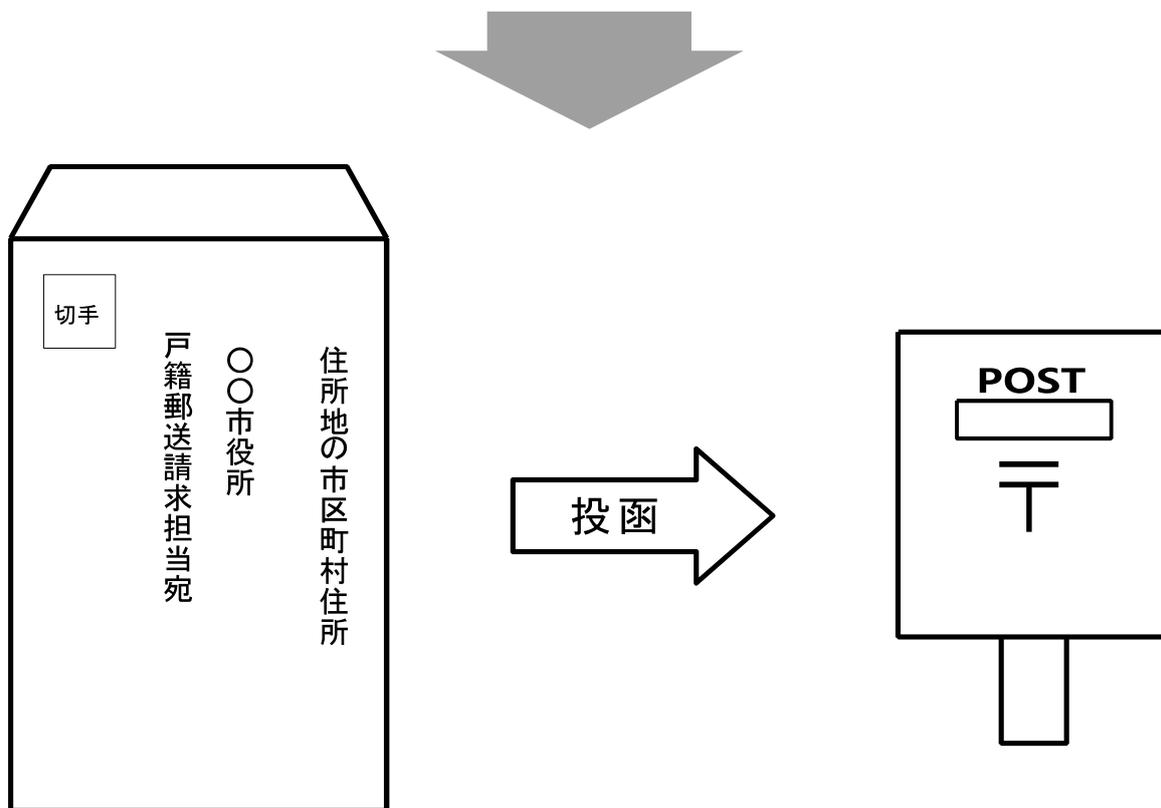
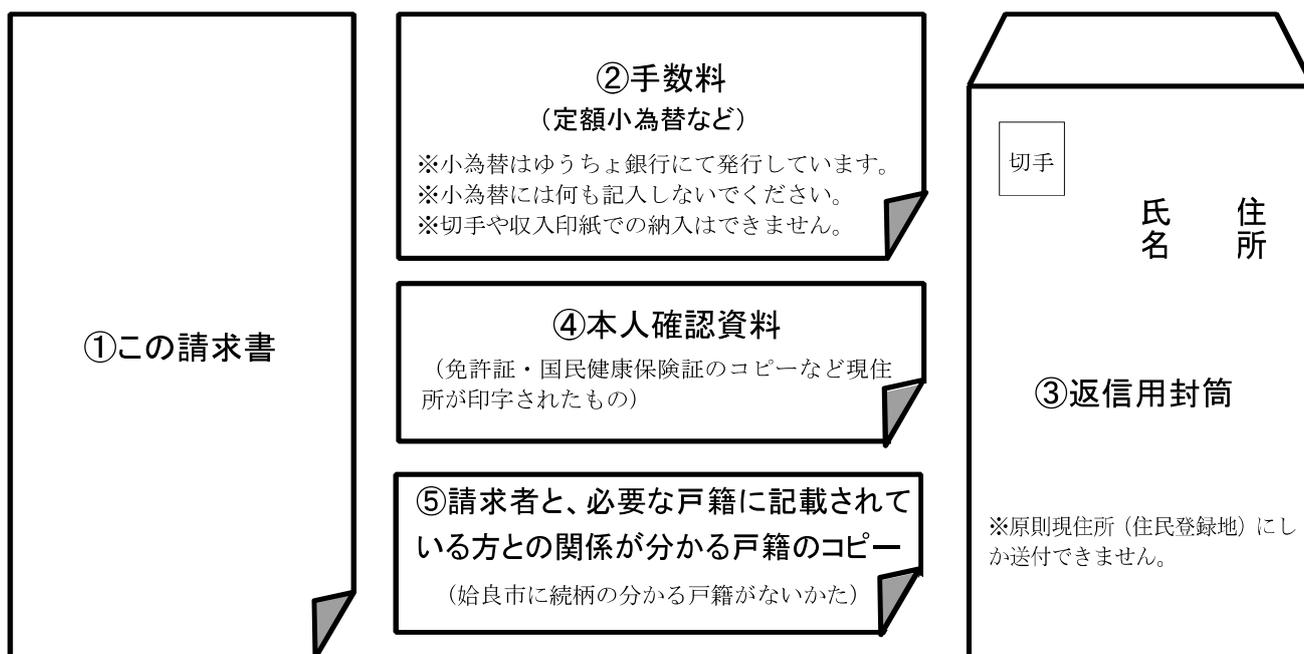
住所の履歴によっては、戸籍の改製等により、複数の戸籍附票が必要な場合もあります。

出生から死亡までの場合、多めに手数料を入れてください(1部あたり4千円程度)。お釣りはお返しいたします。不足の場合は、追加で送付していただくこととなります。その際にご連絡いたします。

使用目的	※本人、配偶者、直系尊属(父母、祖父母等)又は直系卑属(子、孫等)以外の方は、請求理由、提出先を詳しく記入してください。 ご記入が不十分な場合は、内容についてご確認させていただくことがございます。 債権回収のため、職権消除となった始良三郎の現住所を特定し、催告するため。
------	---

※2週間以内に戸籍の届出をされた方は、ご記入ください。 ____ 月 ____ 日に ____ 届を ____ 役所に提出
--

※郵送方法・送付先等については、裏面をご覧ください。



始良市役所請求先一覧

名 称	住 所	郵便番号	電話番号
始良市役所市民課 窓口証明係	始良市宮島町 25 番地	899-5492	0995-66-3111
加治木総合支所市民課 加治木市民生活係	始良市加治木町本町 253 番地	899-5294	0995-62-2111
蒲生総合支所市民課 蒲生市民生活係	始良市蒲生町上久徳 2399 番地	899-5392	0995-52-1211